

事業計画

2023年4月～2024年3月

一般社団法人授業目的公衆送信等補償金管理協会

事業計画

1. 補償金関係業務

(1) 2023 年度授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）の支払申請受付の実施

- ① 5 月 1 日にオンラインシステム「TSUCAO」（つかお）により受付開始
- ② 収受額は 5,050,000 千円（税込・対前年度比 1%増）を見込む
- ③ 年度末をもって収受開始から 3 年となることから、その後の補償金規程の見直しの必要性の検討に備え、現行規程を検証し、必要な実態調査等の準備を行う

(2) 2021 年度補償金の分配業務

- ① 分配限度額 3,409,784 千円（第 3 条補償金、税別（以下、額はすべて税別））及び 526 千円（第 4 条補償金）のうち、2022 年度内に分配業務受託団体宛未送金である連絡先判明権利者への分配（受託団体を通じて行うものを含む）の実施
- ② ①のうち、連絡先不明権利者への分配金の管理
- ③ ①のうち、権利者不明分の共通目的基金への組入れ
- ④ 以上の分配業務を実施するのに必要な体制の整備

(3) 補償金利用報告関係業務の実施

- ① 一般社団法人輿論科学協会及び株式会社クロスワープへの業務委託の継続
- ② 分配業務受託団体及び整備協力団体の新規決定・調整対応
- ③ 教育機関設置者から提出された 2022 年度利用報告の整備
 - (ア) 整備協力団体・受託団体との連携、団体間調整の支援
 - (イ) SARTRAS 直接分配分の整備
- ④ 2022 年度分補償金分配に必要な事務対応
- ⑤ 教育機関設置者から提出された 2023 年度利用報告の整備
 - (ア) 利用報告受付システム「TSUMUGI」（つむぎ）の運用開始
 - (イ) 整備協力団体・受託団体との連携、団体間調整の支援
 - (ウ) SARTRAS 直接分配分の整備
 - (エ) 分配業務管理システム開発
- ⑥ 利用報告及び分配方法の改善についての検討の継続

(4) 著作権法第 104 条の 15 第 1 項に規定する著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等（以下「共通目的事業」という）の実施

（2023 年度基金見込 916,000 千円、前年度繰越基金 699,230 千円、前年度権利者不明組入分 606,004 千円 合計 2,221,234 千円）

なお、個別事業計画及び予算については引き続き検討する。

- ① 個別事業の適切な選定
- ② 自主・委託事業の実施
- ③ 公募による助成事業の決定
- ④ 実施完了事業の検証
- ⑤ 共通目的基金の適切な管理

- (5) 著作権普及啓発事業の実施
- ① オンライン説明会の開催
 - ② 動画解説コンテンツ等普及啓発コンテンツの企画、制作
 - ③ 教育関係団体が行う普及啓発事業の支援、連携（講演者派遣等）
 - ④ 問合せ専任担当者の継続設置
- (6) ウェブサイトを運営し、補償金制度や本会の運営に関する情報の周知に務めるなど、必要な広報の実施
- (7) 既存システムの改善実施
- (8) 法人運営について必要な対応を行う。
- ① 理事会を年 12 回程度、定時社員総会を 1 回（6 月）開催
 - ② 各種委員会その他の会議の運営
 - ③ 本会の業務を適切に運営するため、事務局体制の整備・強化（2 名程度の増員を予定）
 - ④ 会費及び管理手数料等を適正に管理

2023 年度会費収入予定額	600 千円
2023 年度管理手数料収入予定額	373,279 千円（直接分配から得られる管理手数料 24,600 千円加算、権利者不明分配金にかかる管理手数料 28,079 千円加算見込を含む）
 - ⑤ 公認会計士による業務監査の実施
 - ⑥ 10 月から実施予定のインボイス制度への対応
- (9) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（設置されるワーキング・グループを含む）への対応

（以上が著作権法施行令第 57 条の 15 に基づく補償金関係業務の事業計画である。）

2. その他

- (1) 補償金制度を補完するライセンスにつき、検討の継続